

旭 監 第 6 2 号
平成 2 8 年 8 月 1 0 日

旭市長 明 智 忠 直 様

旭市監査委員 木 村 哲 三
旭市監査委員 平 野 哲 也
旭市監査委員 林 俊 介

平成 2 7 年度旭市財政健全化（健全化判断比率）審査意見書の
提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、
審査に付された旭市の平成 2 7 年度健全化判断比率及びその算定の基礎
事項を記載した書類について、それぞれ審査したので、次のとおり意見
書を提出します。

目 次

財政健全化(健全化判断比率)審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
第5	健全化判断比率	1
(1)	実質赤字比率について	2
(2)	連結実質赤字比率について	2
(3)	実質公債費比率について	2
(4)	将来負担比率について	2

財政健全化(健全化判断比率) 審査意見

第1 審査の対象

旭市の平成 27 年度健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成 28 年 7 月 11 日から平成 28 年 8 月 10 日まで

第3 審査の方法

市長から提出された旭市の平成 27 年度健全化判断比率及び算定基礎事項を記載した書類について、その算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているか、算定基礎事項を記載した書類は決算書及び統計数値等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施するとともに、必要に応じて関係職員の説明を求めた。

第4 審査の結果

審査に付された旭市の平成 27 年度健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、算定基礎事項を記載した書類についても決算書及び統計数値等に基づき適正に作成されているものと認められた。

第5 健全化判断比率

健全化判断比率と意見は、以下のとおりである。

比 率 名	平成27年度	平成27年度健全化判断基準		平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
		早期健全化基準	財政再生基準				
①実質赤字比率	— (黒字13.53%)	12.58 %	20 %	— (黒字12.24%)	— (黒字11.17%)	— (黒字10.38%)	— (黒字12.23%)
②連結実質赤字比率	— (黒字99.43%)	17.58 %	30 %	— (黒字97.47%)	— (黒字94.59%)	— (黒字80.93%)	— (黒字83.60%)
③実質公債費比率	9.0 %	25 %	35 %	9.9 %	11.6 %	13.2 %	14.9 %
④将来負担比率	23.1 %	350 %	—	41.1 %	58.0 %	83.2 %	103.9 %

(1) 実質赤字比率について

平成 27 年度の実質赤字比率については、普通会計（一般会計）の実質収支額において赤字が生じていないため比率は算出されず、良好な状態にあると認められる。

(2) 連結実質赤字比率について

平成 27 年度の連結実質赤字比率については、一般会計及び特別会計の実質収支額に赤字が生じておらず、また、公営企業会計等（水道事業会計、病院事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計）においても資金不足額が生じていないため比率は算出されず、良好な状態にあると認められる。

(3) 実質公債費比率について

平成 27 年度の実質公債費比率については、3 か年平均で 9.0%となっており、早期健全化基準（25%）以下である。また、平成 26 年度の 9.9%から 0.9 ポイント低下し、起債協議基準である 18%を下回っており、前年度に引き続いて良好な状態にあると認められる。

今後も、将来の実質公債費負担を適正に管理するために策定された「公債費負担適正化計画」に沿って財政の健全化に努められたい。

(4) 将来負担比率について

平成 27 年度の将来負担比率については 23.1%で、早期健全化基準（350%）以下である。平成 26 年度の 41.1%から 18.0 ポイント低下し、早期健全化基準を大きく下回っており、前年度に引き続いて良好な状態にあると認められる。

今後も、将来負担が増加しないよう、適正な財政運営に努められたい。